

山形大学教職研究総合センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学教育研究支援施設に関する規程第7条の規定に基づき、山形大学教職研究総合センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 センターは、山形大学（以下「本学」という。）の教職課程の整備充実に寄与するとともに、地域の教育力の向上に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職課程のカリキュラムの編成及び研究開発に関すること。
- (2) 学生に対する教員免許の取得に関すること。
- (3) 学校、家庭及び地域社会に対する心理面におけるコンサルテーション活動及び心理教育相談活動に関すること。
- (4) 学生に対する心理臨床教育の指導に関すること。
- (5) 地域の学校及び教員に対する教育実践についてのコンサルテーション活動及び学校研究への協力並びに支援に関すること。
- (6) その他教職課程について必要な業務

(研究部門)

第4条 センターに研究部門として、次に掲げる部門を置く。

- (1) 教職課程研究部門
- (2) 心理臨床研究部門
- (3) 教育臨床研究部門

2 前項各号に掲げる研究部門に関し必要な事項は、センター長が定める。

(職員)

第5条 センターに、次の職員を置く。

センター長

部門長

兼任教員

その他の職員

(センター長)

第6条 センター長は、地域教育文化学部長（以下「学部長」という。）をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を総括する。

(部門長)

第7条 研究部門の業務を円滑に遂行するため、各研究部門に部門長を置く。

2 部門長は、兼任教員の中から、学部長の推薦に基づき小白川キャンパス長が委嘱する。

3 部門長は、センター長を補佐し、各部門の研究を総括する。

(その他の職員)

第8条 センターの業務を円滑に遂行するため、協力教員又は事務職員を置くことができる。

2 その他の職員は、学部長の推薦に基づき小白川キャンパス長が委嘱する。

(客員教授等)

第9条 センターに、地域の教育課題及び教育計画に関する教育研究を推進するため、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

2 客員教授等の選考は、山形大学客員教授等選考規程の定めるところによる。

(事務)

第10条 センターの事務は、小白川キャンパス事務部地域教育文化学部事務室において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。